

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 148 号

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県農業改良資金貸付規則（昭和 31 年岩手県規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(資金の区分等) 第 3 条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。		(資金の区分等) 第 3 条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。	
資金の区分	貸付対象者	資金の区分	貸付対象者
1～8 [略]	<p>1 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項の果樹園経営計画の認定を受けた農業者</p> <p>2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 4 条第 4 項の認定就農者（経営開始後 5 年以内であって、かつ、認定後 10 年以内の者に限る。 <u>以下「認定就農者」という。</u>）</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 <u>1 から 5 までに掲げる者を主たる構成員とする法人格を有しない任意団体であって、次に掲げる要件を満たすもの</u> <u>(1) 1 から 5 までに掲げる者が、当該任意団体の全構成員の過半を占めること。</u> <u>(2) 当該任意団体が、別に定める規約を有していること。</u></p>	1～8 [略]	<p>1 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項の果樹園経営計画の認定を受けた農業者 <u>(以下「認定農業者」という。)</u></p> <p>2 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 4 条第 4 項の認定就農者（経営開始後 5 年以内であって、かつ、認定後 10 年以内の者に限る。)</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 <u>法人格を有しない任意団体であって、次に掲げる要件を満たすもの（水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、(4)を除く。以下「集落営農組織」という。)</u> <u>(1) 当該任意団体が、別に定める規約を有していること。</u> <u>(2) 一元的に経理を行っていること。</u> <u>(3) 原則として当該任意団体の設立の日から 5 年以内に農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229</u></p>

	<p>7 [略]</p>		<p>号) 第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)に組織を変更する旨の目標を有していること。</p> <p>(4) 農用地の利用集積の目標を定めていること。</p> <p>(5) 主たる従事者(当該任意団体の運営の中心となる者をいう。)が、農業経営基盤強化促進法第6条に規定する市町村が定める基本構想の目標農業所得と同等以上の農業所得の目標額を定めていること。</p> <p>7 集落営農組織以外の法人格を有しない任意団体のうち、1から5までの者が全構成員の過半を占めているものであって、かつ、6の(1)の規約を有しているもの</p> <p>8 [略]</p>
<p>9 [略]</p> <p>10 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金</p> <p>11 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の5の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法第3条第1項の果樹園経営計画の認定を受けた農業者(以下「認定農業者」という。)</p>	<p>9 [略]</p>	<p>1 認定農業者</p> <p>2 集落営農組織</p>
		<p>10 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理</p>	<p>認定農業者</p>

		機材の取得に必要な 資金	
		11 営業権、商標権そ の他の無形固定資産 の取得又は研究開発 費その他の繰延資産 に計上し得る費用に 充てるのに必要な資 金	
12 [略]	1 [略]	12 [略]	1 [略]
	2 [略]		2 集落営農組織
			3 [略]
(償還期間等)		(償還期間等)	
第5条 貸付金の償還期間は、10年以内（据置期間3年以内を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間を償還期間及び据置期間とする。 (1)・(2) [略]		第5条 貸付金の償還期間は、10年以内（据置期間3年以内を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間を償還期間及び据置期間とする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第23条第1項に定める資金を借り受ける場合</u> <u>12年以内（据置期間5年以内を含む。）</u>	
(貸付資格の認定)		(貸付資格の認定)	
第6条 [略]		第6条 [略]	
2 [略]		2 [略]	
3 前2項の規定にかかわらず、第3条の表貸付対象者の欄の <u>6</u> に規定するもので農業を営む任意団体以外のものが第1項の認定を受けようとする場合は、借入申込希望書の添付を省略し、及び経営改善資金計画書（様式第3号の3）をもって同項の経営改善資金計画書に代えることができる。		3 前2項の規定にかかわらず、第3条の表貸付対象者の欄の <u>7</u> に規定するもので農業を営む任意団体以外のものが第1項の認定を受けようとする場合は、借入申込希望書の添付を省略し、及び経営改善資金計画書（様式第3号の3）をもって同項の経営改善資金計画書に代えることができる。	
(貸付けの申請等)		(貸付けの申請等)	
第8条 [略]		第8条 [略]	
		2 前項の規定にかかわらず、第3条の表貸付対象者の欄の <u>7</u> に規定するもので農業を営む任意団体以外のものが <u>資金の貸付けを受けようとする場合は、融資機関を経由して、所管する局長に提出しなければならない。</u>	
2 [略]		3 [略]	
3 [略]		4 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。